

○総務省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

総務大臣 金子 恭之

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(本省及び消防庁の定員)
第一条 総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、五二三人	
合計	四、六九七人	

(本省及び消防庁の定員)
第一条 「同上」

区分	定員	備考
本省	四、五二三人	
合計	四、六八七人	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(定員の期間別の特例)

2 この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
本 省	令和四年九月三十日までの間	四、五五二人